

不動産無料相談会(予約可)

土地有効活用、建築、借地借家、税務、贈与と相続、売買・賃貸など不動産に関する諸問題を専門家がアドバイスします。

日時=9月21日(土) 10時~16時

場所= DMG MORI やまと郡山城ホール

申込・問合せ= NPO 法人奈良県不動産コンサルティング協会(☎86-4285)

(人権施策推進課)

2019年度大和郡山市 第5回人権いきいきさろん

女性の人権を考える

~私たちが生きていくために必要な自律と自立~

日時=9月18日(水)10時~11時30分(受付9時30分~)

場所=市民交流会 3階 大会議室

定員=30人(申し込み先着順)(託児あり・要予約)

講師=弁護士 佐々木 育子さん(奈良総合法律事務所)

申込・問合せ=9月2日(月)から、電話かFAXで、人権施策推進課(内線332・333、☎53-1211)

「法の日」週間記念 無料法律相談

日時・場所=各日9時30分~12時・13時~15時30分
(相談時間は1人30分)

①10月2日(水) 奈良弁護士会館(奈良市中筋町)

②10月7日(月) 経済会館(大和高田市大中)

予約・問合せ=9月2日(月)~27日(金)の各日9時30分~17時(土・日曜と祝日を除く)に奈良弁護士会(☎0742-22-2035)へ

(人権施策推進課)

広告欄

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



納得できない!
結婚式のキャンセル料

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583 (直通)
相談受付 月~金曜日
9時~16時

結婚が決まると挙式や披露宴を考えるカップルも多いのではないのでしょうか。近年ではホテルや専門式場以外にもハウスウェディングといった一軒家の洋館やレストランを貸し切りアットホームな雰囲気重視するカップルが増えているようです。

【事例1】

結婚式をキャンセルすることになった。式場に伝えると規約に定められた以上のキャンセル料を求められた。契約時には規約に沿った説明しか受けていない。支払うことに納得できない。
(20代女性)

【事例2】

ブライダルフェアに行った後、電話で式場を予約した。契約書の記入や申込金を支払う前にキャンセルを伝えたがキャンセル料を支払うように言われた。支払わなければならないのか。
(20代女性)

どちらの事例も相談者が式場担当者と話し合い【事例1】は規約どおりのキャンセル料を支払うことになり【事例2】についてはキャンセル料の請求が取り下げられました。

結婚式に関する契約は通常の消費者契約とは違い

- ・消費者にとって非日常的な契約である。
- ・契約締結から当日までの期間が長く予期せぬことが起こりキャンセルに至ってしまう場合がある。
- ・担当者と多くの点について打ち合わせる必要があり、意思疎通されていないと後々トラブルになる。

といった特徴があります。

結婚式は最終的に数百万円にもなる高額な契約です。ウェディングフェア等で式場の見学をするとつい気分が盛り上がり、雰囲気に流されがちになります。担当者から契約を急かされてもサインをしたり申込金を支払ったりしないようにしましょう。契約をする時はキャンセル料の発生時期、金額も含め必ず確認するようにしましょう。